

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人丹後福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに働きやすい職場環境をつくることによって、全職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 内 容

目標1： 産前産後休業や育児休業、それに伴う給付金、また育児短時間勤務制度などの周知や情報提供を行うとともに、男性職員の利用率を引き上げる。

<対 策>

- 令和4年4月～ 制度内容等について、対象職員にパンフレット等作成し説明をする。
- 令和4年4月～ 男性も育児休業の取得、育児短時間勤務が利用できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う。

目標2： 妊娠中や産休・育児休業復帰後の職員のための相談窓口を設置し、支援する。

<対 策>

- 令和4年4月～ 相談窓口の設置について職員への周知をする。
- 令和4年4月～ 対象職員へ、時期を設けて面談や情報提供、スキルアップの支援を行い安心して休業後に復帰ができるよう支援する。

目標3： 所定外労働を削減するため、ノー残業デイを設定、実施する。

<対 策>

- 令和4年4月～ ノー残業デイの日には、声掛けや事業所内パソコンの活用などにより周知する。

目標4： 役員に占める女性の割合を30%以上にする。

<対 策>

- 令和4年4月～ 理事会、評議員会において、女性活躍に関する意見交換を実施する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

役員に占める女性の割合・・・25%

育児休業取得率 男性・・・0% 女性・・・100% (令和3年10月1日現在)

掲載日 令和4年3月1日